

## 議案第30号

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年5月27日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項中「軽自動車税」を「軽自動車等の所有に対して課する軽自動車税」に改め、同項第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「最大な」を「最大の」に、「2,500円」を「3,700円」に改め、同項第2号ア中「2,400円」を「3,600円」に、「3,100円」を「3,900円」に、「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同号イ中「1,600円」を「2,400円」に、「4,700円」を「5,900円」に改め、同項第3号中「4,000円」を「6,000円」に改め、同条第2項中「かかわらず、当該各号に規定する」を「より軽自動車等の所有に対して課する」に改める。

附則第2条の2の2中「の規定によりみなして」を「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして」に、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）」に、「第40条第6項から第10項まで」を「第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第3条及び第3条の2を次のように改める。

第3条及び第3条の2 削除

附則第3条の2の2を削る。

附則第4条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第5条及び第6条を次のように改める。

#### 第5条 削除

(軽自動車税の税率の特例)

第6条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第40条の規定の適用については、当分の間、同条第1項第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3,900円	4,600円
6,900円	8,200円
10,800円	12,900円
3,800円	4,500円
5,000円	6,000円

附則第11条第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第13条第1項中「第16条及び」を「第16条第1項及び第2項並びに」に改める。

附則第13条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第13条の3第2項中「したものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した区民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第15条から第16条までを削り、附則第17条を附則第15条とする。  
第2条 杉並区特別区税条例の一部を改正する条例（平成25年杉並区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の改正規定を加える。

附則第14条の4第5項第3号中「係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える。

第2条のうち杉並区特別区税条例附則第14条の4第5項第3号の改正規定中「、「係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え」を削る。

附則第3条第4項中「第2条」を「新条例附則第14条の4の規定並びに第2条」に改める。

#### 附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中杉並区特別区税条例附則第2条の2の2及び第13条の3第2項の改正規定並びに同条例附則第15条から第16条までを削り、同条例附則第17条を同条例附則第15条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日
- (2) 第1条中杉並区特別区税条例第40条の改正規定並びに附則第3条及び第5条（第1条の規定による改正後の杉並区特別区税条例（以下「新条例」という。）附則第6条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (3) 第1条中杉並区特別区税条例附則第5条及び第6条の改正規定並びに附則第4条及び第5条（新条例附則第6条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (4) 第1条中杉並区特別区税条例附則第3条及び第3条の2の改正規定、同条例附則第3条の2の2を削る改正規定並びに同条例附則第13条第1項及び第13条の2第2項の改正規定並びに次条第4項及び第5項の規定 平成29年1月1日

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中特別区民税（以下「区民税」という。）に関する部分は、平成26年度以後の年度分の区民税について適

用し、平成25年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第2条の2の2の規定は、平成27年度以後の年度分の区民税について適用し、平成26年度分までの区民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第13条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の区民税について適用する。

4 新条例附則第13条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の区民税について適用し、平成28年度分までの区民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第13条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の区民税について適用する。

第3条 新条例第40条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第4条 新条例附則第6条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第6条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第40条及び新条例附則第6条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第40条第1項第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

新条例附則第6条の表以外の部分	第40条	杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年杉並区条例第 号。以下この条において、「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される第40条
	同条第1項第2号ア	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第40条第1項第2号ア
新条例附則第6条の表	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(提案理由)

軽自動車税の税率を改定する等の必要がある。

## 杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

## 第1条による改正（杉並区特別区税条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第40条 軽自動車等の所有に対して課する軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。）</p> <p style="text-align: right;">年額 <u>2,000円</u></p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの</p> <p style="text-align: right;">年額 <u>2,000円</u></p> <p>ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 <u>2,400円</u></p> <p>エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を</p>	<p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第40条 軽自動車税</p> <p>_____の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。）</p> <p style="text-align: right;">年額 <u>1,000円</u></p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの</p> <p style="text-align: right;">年額 <u>1,200円</u></p> <p>ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 <u>1,600円</u></p> <p>エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を</p>

有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの

年額 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

三輪のもの

年額 3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用

年額 6,900円

自家用

年額 10,800円

貨物用のもの

営業用

年額 3,800円

自家用

年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの

年額 3,600円

有するものにあつては、その輪距のうち最大なもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの

年額 2,500円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,400円

三輪のもの

年額 3,100円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用

年額 5,500円

自家用

年額 7,200円

貨物用のもの

営業用

年額 3,000円

自家用

年額 4,000円

専ら雪上を走行するもの

年額 2,400円

イ 小型特殊自動車  
農耕作業用のもの  
年額 2,400円

その他のもの  
年額 5,900円

(3) 二輪の小型自動車  
年額 6,000円

2 軽自動車等の使用に対して課する軽自動車税の税率は、前項の規定により軽自動車等の所有に対して課する税率の7割に相当する額とする。

附 則  
(公益法人等に係る区民税の課税の特例)

第2条の2の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項

イ 小型特殊自動車  
農耕作業用のもの  
年額 1,600円

その他のもの  
年額 4,700円

(3) 二輪の小型自動車  
年額 4,000円

2 軽自動車等の使用に対して課する軽自動車税の税率は、前項の規定にかかわらず、当該各号に規定する税率の7割に相当する額とする。

附 則  
(公益法人等に係る区民税の課税の特例)

第2条の2の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項までの規定によりみなして

適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第10項



までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る区民税の所得割を課する。

### 第3条及び第3条の2 削除

までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る区民税の所得割を課する。

### (居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

#### 第3条 所得割の納税義務者の平成17

年度以後の各年度分の区民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第1項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第24条第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの

及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

- 3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法第41条の5第7項第1号に規定する買換資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の区民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第24条第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出され

た第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の区民税に係る附則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の区民税の所得割については、この限りでない。

4 附則第9条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第10条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第13条の2第1項又は第14条第1項の規定の適用がある場合における前項

の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第13条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、附則第13条の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第14条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）とする。

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第24条第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第3条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した規則で定める申告書」とする。

(2) 第25条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の5第12項第3号の規定により読み替えて適用される

所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第3条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第3条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

#### 第3条の2 所得割の納税義務者の平成

17年度以後の各年度分の区民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額（以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第24条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の区民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第24条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びそ

の時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の区民税に係る附則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の区民税の所得割については、この限りでない。

4 附則第9条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第10条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第13条の2第1項又は第14条第1項の規定の適用がある場合における前項

の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第13条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、附則第13条の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第14条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第24条第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第3条の2第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した規則で定める申告書」とする。

(2) 第25条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用さ



れる所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第3条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第3条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。

(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)

第3条の2の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の3第4項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額については、平成6年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第18条の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成8年度以後の年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第18条

の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成8年度以後の年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、平成7年度分の第24条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例）

第4条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の

（肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例）

第4条 昭和57年度から平成27年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の

納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2及び3 略

#### 第5条 削除

(軽自動車税の税率の特例)

第6条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第40条の規定の適用については、当分の間、同条第1項第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>
<u>6,900円</u>	<u>8,200円</u>

納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2及び3 略

#### 第5条及び第6条 削除

10,800円	12,900円
3,800円	4,500円
5,000円	6,000円

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第11条 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から平

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第11条 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から平

成29年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

### 3 略

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例）

第13条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第16条第1項及び第2項並びに第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附

成26年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

### 3 略

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例）

第13条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第16条及び  
第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附

則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

## 2 略

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例）

### 第13条の2 略

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第13条第1項」とあるのは「附則第13条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る区民税の所得計算の特例）

則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

## 2 略

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例）

### 第13条の2 略

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第13条第1項」とあるのは「附則第13条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る区民税の所得計算の特例）

第13条の3 略

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた区民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した区民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相

第13条の3 略

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた区民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと \_\_\_\_\_

続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第13条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

それぞれみなして、前項及び附則第13条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

第15条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出日の前日までに支出したものに限り、以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第18条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたもの



とみなす。

2 前項前段の場合において、第18条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、平成23年度分の第24条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）

第15条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第10条、附則第11条、附則第11条の2又は附則第12条の規定を適用する。

<u>附則第10条第1項</u>	<u>第35条第1項</u>	<u>第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時</u>
------------------	----------------	--

		特例に関する法律 (平成23年法律 第29号)第11 条の6第1項の規 定により適用され る場合を含む。)
	同法第3 1条第1 項	租税特別措置法第 31条第1項
附則第 11条 第3項	第35条 の2ま で、第3 6条の 2、第3 6条の5	第34条の3ま で、第35条(東 日本大震災の被災 者等に係る国税関 係法律の臨時特例 に関する法律第1 1条の6第1項の 規定により適用さ れる場合を含む。) 、第35条 の2、第36条の 2若しくは第36 条の5(これらの 規定が東日本大震 災の被災者等に係 る国税関係法律の 臨時特例に関する 法律第11条の6 第1項の規定によ り適用される場合 を含む。)
附則第 11条 の2第 1項	租税特別 措置法第 31条の 3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項

附則第 12条 第1項	第35条 第1項	第35条第1項 (東日本大震災の 被災者等に係る国 税関係法律の臨時 特例に関する法律 第11条の6第1 項の規定により適 用される場合を含 む。)
	同法第3 2条第1 項	租税特別措置法第 32条第1項

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者

が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第10条、附則第11条、附則第11条の2又は附則第12条の規定を適用する。

3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第16条 所得割の納税義務者が前年分

の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の5及び附則第3条の5の2の規定の適用については、附則第3条の5第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第3条の5の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用さ

れる法附則第5条の4の2第6項」  
と、同条第2項第2号中「租税特別措  
置法第41条の2の2」とあるのは  
「東日本大震災の被災者等に係る国税  
関係法律の臨時特例に関する法律第1  
3条第1項の規定により適用される租  
税特別措置法第41条の2の2」とす  
る。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得  
税につき震災特例法第13条第3項若  
しくは第4項又は第13条の2第1項  
から第6項までの規定の適用を受けた  
場合における附則第3条の5及び第3  
条の5の2の規定の適用については、  
附則第3条の5第1項中「法附則第5  
条の4第6項」とあるのは「法附則第  
45条第5項の規定により読み替えて  
適用される法附則第5条の4第6項」  
と、附則第3条の5の2第1項中「法  
附則第5条の4の2第6項（同条第9  
項の規定により読み替えて適用される  
場合を含む。）」とあるのは「法附則  
第45条第5項の規定により読み替え  
て適用される法附則第5条の4の2第  
6項（法附則第45条第6項の規定に  
より読み替えて適用される場合を含  
む。）」とする。

(区民税の税率の特例等)

第15条 略

(区民税の税率の特例等)

第17条 略

## 第2条による改正（杉並区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>第1条 杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p><u>附則第14条の4第5項第3号中「係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える。</u></p>	<p>第1条 杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p>
<p>第2条 杉並区特別区税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p>附則第14条の4第2項中「附則第14条の4第1項」を「附則第14条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第14条の4第3項」を「附則第14条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第14条の4第3項」を「附則第14条の2第3項」に、「附則第14条の4第4項」を「附則第14条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第14条の4第3項」を「附則第14条の2第3項」に改め</p> <hr/> <p>、同項第4号及び第6項中「附則第14条の4第3項」を「附則第14条の2第3項」に改め、</p>	<p>第2条 杉並区特別区税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p>附則第14条の4第2項中「附則第14条の4第1項」を「附則第14条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第14条の4第3項」を「附則第14条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第14条の4第3項」を「附則第14条の2第3項」に、「附則第14条の4第4項」を「附則第14条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第14条の4第3項」を「附則第14条の2第3項」に改め、<u>「係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え</u>、同項第4号及び第6項中「附則第14条の4第3項」を「附則第14条の2第3項」に改め、</p>



同条を附則第14条の2とする。

略

附 則

第3条 略

2及び3 略

4 新条例附則第14条の4の規定並び

に第2条の規定による改正後の杉並区特別区税条例附則第3条、第3条の2、第3条の6、第7条及び第13条から第14条の2までの規定中区民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の区民税について適用し、平成28年度分までの区民税については、なお従前の例による。

同条を附則第14条の2とする。

略

附 則

第3条 略

2及び3 略

4 第2条

                    の規定による改正後の杉並区特別区税条例附則第3条、第3条の2、第3条の6、第7条及び第13条から第14条の2までの規定中区民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の区民税について適用し、平成28年度分までの区民税については、なお従前の例による。

## 杉並区特別区税条例の主な改正点

税目	改正内容	施行日	適用関係																																				
軽自動車税	1 軽自動車税の税率の改定 軽自動車等の所有に対して課する軽自動車税の税率を以下のとおり改定する。 (1) 原動機付自転車	平成 27 年 4 月 1 日	平成 27 年度分から適用 (三輪及び四輪以上の軽自動車については、平成 27 年 4 月 1 日以後に初めて車両番号の指定を受けた場合に適用)																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc 以下</td> <td>1,000 円</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>50cc 超 90cc 以下</td> <td>1,200 円</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>90cc 超</td> <td>1,600 円</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>三輪以上のもの</td> <td>2,500 円</td> <td>3,700 円</td> </tr> </tbody> </table>			車種区分	税率		現 行	改 正	50cc 以下	1,000 円	2,000 円	50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円	90cc 超	1,600 円	2,400 円	三輪以上のもの	2,500 円	3,700 円																			
	車種区分				税率																																		
				現 行	改 正																																		
	50cc 以下			1,000 円	2,000 円																																		
	50cc 超 90cc 以下			1,200 円	2,000 円																																		
	90cc 超			1,600 円	2,400 円																																		
	三輪以上のもの			2,500 円	3,700 円																																		
	(2) 軽自動車及び小型特殊自動車																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二輪のもの</td> <td>2,400 円</td> <td>3,600 円</td> </tr> <tr> <td>三輪のもの</td> <td>3,100 円</td> <td>3,900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>営業用</td> <td>5,500 円</td> <td>6,900 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200 円</td> <td>10,800 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨 物 用</td> <td>営業用</td> <td>3,000 円</td> <td>3,800 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000 円</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,400 円</td> <td>3,600 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>1,600 円</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>4,700 円</td> <td>5,900 円</td> </tr> </tbody> </table>			車種区分	税率		現 行	改 正	二輪のもの	2,400 円	3,600 円	三輪のもの	3,100 円	3,900 円	四輪以上のもの	乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円	自家用	7,200 円	10,800 円	貨 物 用	営業用	3,000 円	3,800 円	自家用	4,000 円	5,000 円	専ら雪上を走行するもの	2,400 円	3,600 円	小型特殊	農耕作業用のもの	1,600 円	2,400 円	その他のもの	4,700 円	5,900 円
	車種区分				税率																																		
				現 行	改 正																																		
二輪のもの	2,400 円	3,600 円																																					
三輪のもの	3,100 円	3,900 円																																					
四輪以上のもの	乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円																																			
		自家用	7,200 円	10,800 円																																			
	貨 物 用	営業用	3,000 円	3,800 円																																			
		自家用	4,000 円	5,000 円																																			
専ら雪上を走行するもの	2,400 円	3,600 円																																					
小型特殊	農耕作業用のもの	1,600 円	2,400 円																																				
	その他のもの	4,700 円	5,900 円																																				
(3) 二輪の小型自動車																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>4,000 円</td> <td>6,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分	税率		現 行	改 正	二輪の小型自動車	4,000 円	6,000 円																															
車種区分		税率																																					
	現 行	改 正																																					
二輪の小型自動車	4,000 円	6,000 円																																					
(区税条例第 40 条、地方税法第 444 条)																																							

税目	改正内容	施行日	適用関係																						
軽自動車税	<p>2 軽自動車税の税率の特例</p> <p>初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分の三輪及び四輪以上の軽自動車（電気軽自動車等を除く。）に係る軽自動車税について、税率のおおむね20%を重課する。</p> <table border="1" data-bbox="268 701 991 1104"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>税率</th> <th>重課税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪以上のもの</td> <td>乗用</td> <td>営業用 6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>貨物用</td> <td>営業用 3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(区税条例附則第6条、地方税法附則第30条)</p>	車種区分		税率	重課税率	三輪のもの		3,900円	4,600円	四輪以上のもの	乗用	営業用 6,900円	8,200円		自家用 10,800円	12,900円		貨物用	営業用 3,800円	4,500円		自家用 5,000円	6,000円	平成28年4月1日	平成28年度分から適用
	車種区分		税率	重課税率																					
三輪のもの		3,900円	4,600円																						
四輪以上のもの	乗用	営業用 6,900円	8,200円																						
		自家用 10,800円	12,900円																						
	貨物用	営業用 3,800円	4,500円																						
		自家用 5,000円	6,000円																						
特別区民税	<p>3 肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例の適用期限の延長</p> <p>肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例について、適用期限を3年延長し、平成30年度までとする。</p> <p>(区税条例附則第4条、地方税法附則第6条)</p>	公布の日																							
	<p>4 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例の適用期限の延長</p> <p>優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例について、適用期限を3年延長し、平成29年度までとする。</p> <p>(区税条例附則第11条、地方税法附則第34条の2)</p>	公布の日																							